

平成 26 年 9 月 12 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
の変更について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）の一部が、平成 26 年 9 月 2 日付け厚生労働省告示第 341 号をもって改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）（以下「記録条件仕様」という。）の別表を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

ただし、「アレクチニブ塩酸塩」については、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 342 号）において、包括評価対象外となります。

なお、下記の変更については、平成 26 年 9 月 2 日より適用開始とします。

記

変更内容

記録条件仕様の「別表 2 6 診療区分コード」に以下を追加した。

「0145 アレクチニブ塩酸塩」